

Q：どのような紙が搬入規制となるのですか。

A：域内の古紙リサイクル業者において、リサイクル可能な紙類が対象となります。
具体的には、段ボール、新聞、雑誌、チラシ、パンフレット・カタログ、コピー紙、
名刺、封筒、包装紙、紙袋、厚紙で、これらでできた機密書類を含みます。

Q：収集運搬業者に委託している場合も対象となるのですか。

A：もちろん対象となります。排出事業者の責任において、できる限りリサイクルしてください。

Q：なぜ、紙類の搬入を規制するのですか。

A：八戸清掃工場において、焼却処理しているごみのうち、事業系ごみの約 44%が紙ごみです。これまでも、事業者の皆様には紙ごみのリサイクルを進めていただくよう呼びかけてまいりましたが、事業系ごみの減量がなかなか進んでいないのが現状であるため、このたびの規制としたものです。

Q：規制の根拠を教えてください。

A：「循環型社会形成推進基本法」第 11 条で、事業者の責務として

① 資源化できる資源の循環利用

② 国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策への協力

が明示され、また、「廃棄物処理法」第 3 条では、“事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない”とあり、事業者によるリサイクル推進の理念は従前よりあるものです。

今回は、3市町が策定する「一般廃棄物処理実施計画」に本規制を明記し、告示することによって進めております。

Q：守らないとどうなるのですか。

A：自己搬入事業者及び収集運搬事業者による搬入が判明した場合、後日、排出事業者及び収集運搬事業者を訪問の上、ご説明させていただきます。

Q：機密書類も規制の対象となるのですか。

A：資源となる紙は、機密書類も含めてすべて対象となります。具体的な処理方法については、機密書類専門の業者にお問い合わせください。

Q：資源となる紙を自己搬入できる場所はありますか。

A：域内では、古紙リサイクル業者が 4 社ありますので、こちらに持ち込みできます。
詳しくは、各社とご相談ください。

Q：シュレッダー処理した紙は、規制の対象になりますか。

A：各事業所でシュレッダーした紙については、サイズ等によってはリサイクルが可能です。事前にサンプルを見せるなど、シュレッダー紙の取扱可能な古紙リサイクル業者にご相談ください。

Q：ファイル類は、規制の対象となりますか。

A：ビニールコーティングされていないものは、厚紙として対象となります。その際、中の書類は別の資源となりますので、分離し、更に金具やプラスチックははずしてください。

Q：ホチキス針やテープ類、クリップ、輪ゴム、つづり紐はつけたままでいいのですか。

A：ホチキス針はつけたままでも構いません。それ以外は必ず取り除いてください。

除去物の具体例と理由

- ・ セロハンテープ(紙以外)
- ・ ガムテープ(紙以外)
- ・ 紙テープ(粘着物)
- ・ クリップ(紙以外)
- ・ 輪ゴム(紙以外)
- ・ つづり紐(紙以外)
- ・ タックインデックス(粘着物)
- ・ 付箋(粘着物)
- ・ 緩衝材：発泡スチロール・ウレタン(紙以外)

Q：資源となる紙でも、濡れたものはリサイクルできますか。

A：多少濡れた程度で、天日等で乾くようなものであればリサイクル可能ですが、雨ざらしなどで完全に濡れてしまったものは、リサイクルできません。汚れた紙として規制の対象となりません。

Q：資源となる紙でも、食品が付着している紙類はリサイクルできるのですか。

A：食品が付着している弁当容器やピザ・ケーキの箱はリサイクルできません。汚れた紙として規制の対象となりません。

Q：今後どのように進めればよいのでしょうか。

- A：①事業所内で発生する紙ごみの種類および量を把握してください。
②「資源となる紙」は11品目有り、こちらを4分別に分けて紐で縛ってください。
③ 分別区分ごとに回収箱を置いて分別しておくことが一般的です。

Q：資源となる紙は、地域のごみ集積所や資源集団回収に出してもよいのですか。

A：ごみ集積所や資源集団回収は、家庭から出る資源物を対象としていますので出さないでください。